

令和4年第2回定例会

# 青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

---

令和4年第2回定例会

## 青森地域広域事務組合議会会議録

令和4年9月30日（金曜日）

---

### ○議事日程第1号

令和4年9月30日（金曜日）午後2時30分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第4号 専決処分の承認について（訴訟上の和解について）
- 第5 議案第5号 令和4年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第6号 決算の認定について（令和3年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）
- 第7 議案第7号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 一般質問
- 第9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について
- 第10 青広監報告第3号 例月出納検査報告について

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

1番	田中茂勝	議員	9番	本間闘士	議員
2番	亀田弘徳	議員	10番	成田精市	議員
3番	万徳なお子	議員	11番	中村節雄	議員
4番	赤平勇人	議員	12番	神山昌則	議員
5番	福井洋一	議員	13番	川崎憲二	議員
6番	安藤英博	議員	15番	小豆畑 緑	議員
7番	竹山美虎	議員	16番	渡部伸広	議員
8番	秋村光男	議員	17番	木戸喜美男	議員

---

○欠席議員（1名）

14番 吉田 勉 議員

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小野寺 晃彦 君	参 与	小松生佳 君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	山崎 結子 君	庶務課長	千葉 大 君
副 管 理 者	阿部 義治 君	予防課長	村田 明人 君
副 管 理 者	久慈 修一 君	警防課長	佐々木 和人 君
監 査 委 員	出町 文孝 君	通信指令課長	久保田 守昭 君
事 務 局 長	奥崎 文昭 君	会計管理者	柿崎 哲男 君
消 防 長	佐藤 芳之 君	副会計管理者	工藤 健志 君
消 防 次 長	村上 靖 君	監査委員書記	太田 綾子 君
総 務 課 長	井上 悦子 君	監査委員書記	八木澤 透 君
参 与	松島 豊 君 (青森市企画部企画調整課長)		
参 与	田中正美 君 (平内町企画政策課長)		
参 与	外崎 文雄 君 (外ヶ浜町総務課参事)		
参 与	太田和泉 君 (今別町総務企画課長)		

---

○事務局出席職員氏名

書記長 横内 信造

書記 川浪 昭仁

書記 三橋 亨司

書記 中村 雄大

---

## 午後 2 時 30 分開会・開議

○議長（木戸喜美男君） ただいまから、令和 4 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

---

### 日程第 1 諸般の報告

○議長（木戸喜美男君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

阿部義治今別町長が令和 4 年 7 月 24 日付で就任されましたので、組合規約第 9 条第 4 項の規定により、同日付で本組合副管理者に就任いたしましたので、御報告をさせていただきます。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（木戸喜美男君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、12 番神山昌則議員及び 1 番田中茂勝議員の 2 名を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（木戸喜美男君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

---

日程第 4 議案第 4 号 専決処分の承認について（訴訟上の和解について）

日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 6 号 決算の認定について（令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

日程第 7 議案第 7 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（木戸喜美男君） 日程第 4 議案第 4 号「専決処分の承認について」から日程第 7 議案第 7 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和 4 年第 2 回定例会の開会に当たり、提出しております議

案の御説明に先立ち、8月の記録的な大雨による災害への対応について御報告いたします。

当事務組合管内では、8月3日、断続的な激しい雨による災害が多発し、中でも外ヶ浜町及び今別町においては、土砂崩れや冠水等により複数の孤立地域が発生したため、消防本部と関係機関が連携し、孤立した住民16名の救助活動等を行いました。

なお、8月9日にも、大雨による甚大な被害が発生した鱒ヶ沢町に、青森県消防相互応援隊として4名の隊員が出動し、浸水エリア内の445世帯の安否確認を行ったところです。

このたびの大雨により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、今後におきましても、東青地域住民の生命、身体、財産を守るため、当事務組合の消防力の充実・強化並びに消防体制の整備に努めてまいります。

それでは、議案第4号専決処分の承認について、御説明申し上げます。

令和3年8月15日に消防車両が物置に接触し破損させた事故に係る損害賠償請求事件について、裁判所から和解の提案があり、当事務組合の主張が認められている内容でありますことから、相手方と訴訟上の和解をすることにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に該当するものと認め、やむを得ず専決処分いたしましたものであります。何卒、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号令和4年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防庁舎の維持管理に係る経費等の増額のほか、令和3年度決算に係る剰余金に連動して、構成市町村の分担金及び負担金、繰越金、諸収入について所要の調整を行うものであります。

歳出の主な内容についてであります。構成市町村振興費については、令和3年度決算に係る剰余金を青森地域広域事務組合振興基金に積み立てするため303万9000円を増額補正するものであります。

消防費であります。青森消防費については、沖館分署等の維持修繕に係る経費として、584万2000円を増額補正するほか、浅虫分署の自家用発電機の維持修繕料として、110万円、油川分署の除雪機購入経費として、68万2000円、災害時に使用する衛星携帯電話の購入経費として、35万2000円を増額補正するものであります。

外ヶ浜消防費については、青森県消防学校専科教育の入校経費として、3万6000円を増額補正するものであります。

今別消防費については、B型肝炎ワクチン接種費用として、2万7000円を増額補正するものであります。

青森市消防団運営費については、消防団機械器具置場の維持修繕に係る経費として、307万8000円を増額補正するものであります。

公債費については、長期債利子償還金の調整として、2万7000円を増額補正するものであります。

歳入の主な内容についてであります。令和3年度一般会計処理に伴う繰越金を計上したほか、調整分や歳出補正に連動する財源を見込んだ結果、分担金及び負担金については1億8736万2000円の減額補正、繰越金については2億3007万6000円を増額補正、諸収

入については 2853 万 1000 円の減額補正となったものであります。

これらの結果、1418 万 3000 円の増額補正となり、これを加えた一般会計予算総額は、59 億 5657 万 1000 円となった次第であります。

議案第 6 号決算の認定については、令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものでありますが、その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

議案第 7 号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、青森地域広域事務組合において準用する青森市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（木戸喜美男君）** 次に、令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。柿崎会計管理者。

〔会計管理者柿崎哲男君登壇〕

**○会計管理者（柿崎哲男君）** 令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

令和 3 年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行致しました。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、5.38%増の 64 億 994 万余円でありましたが、その後、人件費の調整など、4132 万余円を減額補正した結果、歳入・歳出予算現額は、63 億 6861 万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が、前年度に比較して、3.12%増の 63 億 1492 万余円、歳出が、前年度に比較して、2.85%増の 60 億 8484 万余円となり、歳入・歳出差引 2 億 3007 万余円の実質収支額となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。分担金及び負担金は、55 億 1942 万円で、前年度に比較して、9.29%の増となっており、これは、主として、消防費分担金の増によるものであります。

使用料及び手数料は、805 万余円で、前年度に比較して、5.90%の減となっており、これは、主として、危険物検査手数料の減によるものであります。

県支出金は、1813 万余円で、前年度に比較して、2.30%の増となっており、これは、主

として、石油貯蔵施設立地対策等交付金の増によるものであります。

財産収入は、1483 万余円で、前年度に比較して、25.40%の増となっており、これは、主として、消防庁舎への自動販売機設置に係る建物貸付収入の増によるものであります。

繰越金は、2 億 721 万余円で、前年度に比較して、27.83%の増となっております。

諸収入は、2 億 5326 万余円で、前年度に比較して、6.61%の減となっており、これは、主として、青森市消防団業務受託収入の減によるものであります。

組合債は、2 億 9400 万円で、前年度に比較して、50.80%の減となっており、これは、主として、今別分署建設事業に係る組合債発行の減によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、37 万余円で、前年度に比較して、7.49%の増となっており、これは、主として、議会運営事務に係る、印刷機使用に係る経費の増によるものであります。

総務費は、3 億 5992 万余円で、前年度に比較して、143.36%の増となっており、これは、主として、高機能消防指令システム更新業務委託料の増によるものであります。

民生費は、7085 万余円で、前年度に比較して、3.07%の減となっており、これは、主として、介護認定審査会ネットワークシステム改修経費の減によるものであります。

衛生費は、7 億 2565 万余円で、前年度に比較して、42.37%の増となっており、これは、主として、旧平内清掃工場解体工事及び旧今別地区ごみ処理場解体工事の実施に伴う増によるものであります。

構成市町村振興費は、456 万余円で、前年度に比較して、43.90%の減となっており、これは、主として、広域事務組合振興基金積立金の減によるものであります。

消防費は、46 億 5745 万余円で、前年度に比較して、5.15%の減となっており、これは、主として、今別分署建設事業完了に伴う減によるものであります。

公債費は、2 億 6600 万余円で、前年度に比較して、0.31%の減となっており、これは、主として、平成 27 年度借入れ分のあおひらクリーンセンター改修事業に係る組合債の元金償還が終了となったことによるものであります。

以上、令和 3 年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木戸喜美男君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第 4 号について採決いたします。

議案第 4 号については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 5 号について採決いたします。

議案第 5 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。



よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決いたします。

議案第6号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、認定と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 一般質問

○議長（木戸喜美男君） 日程第8「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

8番秋村光男議員。

〔議員秋村光男君登壇〕

○8番（秋村光男君） 議席番号8番秋村光男です。通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う消防体制についてであります。8月以降、構成市町村において、コロナ陽性者が毎日のように3桁となっていますが、そのような中、消防本部では、どのような体制で対応してきたのかお伺いをいたします。

以上で、演壇からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。

佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 秋村議員の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消防体制についての御質問にお答えいたします。

青森地域広域事務組合消防本部管内の新型コロナウイルス感染状況につきましては、7月下旬から感染者数が100人を超え、いわゆる「第7波」の影響により増加傾向となっていたところです。

当消防本部におきましても同様に、新型コロナウイルスに感染する職員のほか濃厚接触者に該当する職員が増加傾向となり、各種災害に対応できる体制の維持が喫緊の課題となりましたことから、「青森地域広域事務組合消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、現状を踏まえた救急業務や災害対応等の継続的な実施について検討を行ったところであります。

この検討を踏まえ、災害現場の最前線で活動する各消防署の職員の向こう一週間の勤務予定人員の情報について、署所単位のみならず消防本部において一元管理するとともに、コロナ感染等により最低限必要な人員を確保できない消防署が発生することが想定される

場合は、直ちに、人員に余裕のある、他の消防署から応援人員を派遣できる体制を構築して、各消防署において災害対応等に支障をきたさないよう、消防体制を維持してきたところでもあります。

今後におきましても、職員の感染予防対策を徹底することは当然のことながら、職員の応援体制等につきましては柔軟に対応し、消防本部組織全体で、地域住民の生命・身体・財産等の保護のため、引き続き、消防体制の維持に努めてまいります。以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 8番秋村議員。

○8番（秋村光男君） ご答弁いただきありがとうございます。

この第7波に関しては、本当に、7月に入ってから徐々に感染者が増え始め、100名以上の感染者となり、さらに、8月に入ってから急激に増え始め、300人から400人、最も多い日で900人を超えるなど、毎日毎日、こんなにも多くの市民が感染しているのかと、このままだと本当に、世の中はどうなってしまうのかと、かなり心配していたところでございます。

このような第7波の影響で世の中が大変なことになっている中、消防本部の皆様は組織体制の維持を図りつつ、自らの健康も気にして、その上で、昼夜を分かたず地域住民の皆様の要請に対応していただいているということに対して、心から敬意を表したい。

ではなぜ、この体制で対応できたのかというと、私は、先ほど消防長から答弁いただいた、いわゆる職員の一元管理だと思っています。

そのほか、最近のマスコミ報道にあるように、救急隊員が休憩を取れないような事態になっていると聞いております。

再質問します。コロナウイルスなどの感染拡大に伴い、消防本部の各課で事務職として勤務する職員が救急隊員として業務することは可能なのか、お伺いします。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 消防本部の各課に勤務する職員が、救急隊員として業務することについての再度の質問についてお答えいたします。

当消防本部で、感染症等が流行した場合においては、「青森地域広域事務組合消防本部における感染症等対策業務継続計画」に基づき、業務運用等を実施することとしております。

このような中、当該計画において、「各消防署における最低勤務人員の確保が困難な場合、消防本部各課における業務優先度の最も低い業務を縮小又は停止し、その業務に従事している職員を各消防署の災害対応要員に充てる。」ことと規定しており、各消防署に所属する職員で救急隊を編成することができず、また、他の消防署からの応援も確保することが困難となった場合においては、消防本部で勤務している救急有資格者を補完的に派遣することとしております。

○議長（木戸喜美男君） 8番秋村議員。

○8番（秋村光男君） 現場を離れて、あるいは、先月現場を離れたとか。いろんなケースがあるかと思いますが、できるならば、これから、第8波、第9波、と続くのか、この辺は誰もわからないわけでありましてけれども、ぜひとも、今後も、万全の体制をとって対応していただきたい。

再質問、もう1件させてください。このような応援体制の中で、出動できなかった事案、あるいは、職場環境の違いによって、職員の事故や怪我などは無かったのか伺います。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 出動できなかった事案、それから、職員の事故等について再度の御質問にお答えします。

消防職員の新型コロナウイルス感染者が増加し、応援体制をとったことにより出動できなかった事案につきましては、これまで一度もございませんでした。また、応援により異なる職場環境で勤務することとなった職員につきましても、特に事故などは発生しておらず、コロナ対応に伴う大きな問題は生じていないものであります。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 8番秋村議員。

○8番（秋村光男君） 緊急出動が一要請がかかってきて、しかしながら、要員がいないので救急車が出られないとか、あるいは、消防車が出られないというのは、冗談でも言えることではないわけですよね。絶対にそのような状態では出られないと思うのですが。

ただ、急に救急車に乗るとか、あるいは消防車に乗るふうになるといって、作業環境が変わりますので、怪我をするケースが想定される職場であります。しかし、ただいまの消防長の御答弁によりますと、そういう怪我人はなかったという御答弁でございますので、良かったと思いますけど、まだコロナ感染に関しては安心できる状況ではありませんので、緊張感をもって業務遂行に当たっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木戸喜美男君） 次に3番万徳なお子議員。

〔議員万徳なお子君登壇〕

○3番（万徳なお子君） 3番、青森市、日本共産党、万徳なお子です。

本年、10月7日実施される令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練についてお聞きします。大規模災害を想定した応急対策、被災者支援の体制強化は大変重要です。ハザードマップの配布で、住民の防災意識も高まっています。そこで質問します。令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の概要をお示してください。

以上で、この場からの質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 万徳議員の、令和4年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の概要についての御質問にお答えいたします。

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために、平成7年6月に創設されました。地震や台風などによる大規模災害やタンク火災などの特殊災害、列車事故等による集団災害が発生し、被災地の消防機関のみでは対応が困難な場合におきましては、各都道府県から大規模な消防隊や航空隊が応援に駆けつけるというものであり、この応援部隊が「緊急消防援助隊」となります。

緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練につきましては、消防組織法の規定に基づき、

毎年度、全国6ブロックにおいて実施されているところであります。

このたび実施される訓練につきましては、北海道、東北6県に新潟県を加えた8道県により、北海道東北ブロック合同訓練として、青森市の本町地区をメイン会場に、市内10箇所の施設等におきまして、10月7日の金曜日から8日の土曜日の2日間にわたり実施されます。

参加部隊につきましては、本県を除く7道県から、緊急消防援助隊として165隊591名、県内各消防本部から青森県消防相互応援隊として32隊119名の参加が予定されているほか、陸・海・空の自衛隊、国土交通省、海上保安庁、青森県警察本部、青森県立中央病院、青森市民病院等、多数の機関の参加を予定しております。

訓練想定につきましては、陸奥湾内の入内断層を震源とする最大震度7の地震により、青森県内中心部の市町村では建物が倒壊し、津波浸水及び土砂災害など複合的な災害が発生するなど、広範囲で甚大な被害が発生したとの想定で実施されます。

実施される訓練項目につきましては、発災直後からの情報収集などの初動対応を実施する本部設置運営訓練、各道県の緊急消防援助隊が指定された場所に集結する部隊参集訓練、地震による土砂災害、家屋倒壊等複合的な災害状況を想定し、救助救出活動及び救急活動を行う部隊運用訓練、宿泊や炊事等、活動隊をサポートする後方支援活動訓練などとなっております。

なお、本訓練につきましては、災害想定やシナリオ等を事前に示さないブラインド型訓練としており、より実災害に即した訓練を実施することとしているほか、感染防止対策が国の対処方針に基づき実施されますよう、感染管理認定看護師を訓練企画メンバーに参画させるなど、参加隊員の感染防止対策にも十分留意した訓練内容となっております。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 3番万徳議員。

○3番（万徳なおり君） 大変大規模な訓練ということで、ブラインド訓練、予告なしの訓練もあるということですので、大変な緊張感を伴った訓練なんだろうと思います。

再質問でお聞きしたいのは、概要をいただきました「災害医療支援チームDMAT」という部隊があるそうですが、青森地域広域事務組合管内のDMATの体制はどのようになっているかお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 管内のDMATの登録状況についての再度の御質問にお答えします。

DMATにつきましては、大規模地震及び航空機、列車事故等の集団災害発生時におきまして、被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う、厚生労働省の認めた専門的な研修、訓練を受けた災害派遣医療チームと定義されており、医師、看護師及び業務調整員で構成されております。

当消防本部管内のDMATの登録状況につきましては、青森県立中央病院、青森市民病院の2つの医療機関において登録され、運用されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 3番万徳議員。

○3番（万徳なお子君） 私もこの緊急消防援助隊のこれまでの訓練の動画を見させていただきました。大規模な災害発生に当たって、こういった体制が強化されているということを見ますと、大変頼もしい思いがいたします。同時に、地域の防災対策を日常的に強化し、災害発生時には、被災者救助の中心的役割を担うのは、やはり地域の防災組織であり、こういった地域との連携が強化されることが大事です。設備の整備、消防力の強化など、日常的に必要です。発災時の応急対策や、罹災者支援だけでなく、防災や復旧に関する計画の作成、修正、防災情報の観測、伝達など、防災に関する人員体制は、これからも充実させていく必要があるかと思えます。また、地震や津波など、気象の観測、監視体制強化、こういったものと同時に、市町村長による避難の指示など、住民への伝達が的確に行えるよう、体制の検討、訓練が、今回の合同訓練を契機として進められることを求めて、私の質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） 次に、6番安藤英博議員。

〔議員安藤英博君登壇〕

○6番（安藤英博君） 東郡、外ヶ浜町選出の、6番、日本共産党の安藤英博であります。一般質問に入る前に、このたびの、8月3日からの大雨災害で、東郡管内の、特に、外ヶ浜町・今別町・蓬田村地域での、土砂崩れ、冠水、流木等により住宅被害が発生し、大規模な影響を受けました。被害を受けました住民の方々や、自治体に対し、災害復旧のために、直ちに派遣などの対応をしていただきました。

災害ごみ処理を青森市が受け入れることや、人的支援及び消防関係者・青森市水道部より給水応援、また、被災者への義援金などの、物資両面からの支援をいただき、被害を受けた住民を励ましていただきましたことに対し、心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは一般質問に入らせていただきます。

中央消防署外ヶ浜分署の建て替えについてであります。外ヶ浜分署は、旧蟹田町のときから、今日で約49年経過し、建て替えが求められています。蓬田村と外ヶ浜町の1町1村の建て替えの協議が前提となることはもちろんのことではありますが、消防本部として、これまで、青森市内及び、最近では、昨年度の今別分署の建て替えなど、数多くの事業に関係し、対応してきたと思います。外ヶ浜町及び蓬田村の協議により進められることとなりますが、専門的な分野でのアドバイスや意見などをいただき、連携した点から、消防長の答弁を求めます。

2問目の質問でありますけども、広域事務組合振興基金について質問いたします。

事務組合ではこれまで、基金の利子を活用して、各市町村の振興のために、要望を聞きながらこの事業に取り組んできましたが、このたび、廃止に向けて、（構成市町村において）規約の変更の内容が提案されました。そこで、廃止する理由が何なのか答弁を求めます。

以上の2点について、質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 安藤議員の2点の御質問のうち、中央消防署外ヶ浜分署の建て替えについての御質問にお答えいたします。

消防庁舎は、火災・救急・救助等の通常災害を始め、地震等の非常災害から地域住民を守るため、迅速かつ的確に消防活動を行うための重要な防災拠点施設であります。

中央消防署外ヶ浜分署庁舎につきましては、鉄骨造2階建てで、昭和47年10月の建設から49年が経過し、老朽化が進んでいる状況にあり、そのような中で、日常的に職員が庁舎内外を巡回点検し、必要に応じて修繕を行い、良好な状態を保つよう適正に維持管理をしているところであります。

外ヶ浜分署の建て替えや移転を含めた対応につきましては、第一義的には、外ヶ浜町及び蓬田村の協議により進められるべきものと考えており、消防本部といたしましては、専門的・技術的な部分で必要があれば助言等を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。奥崎事務局長。

〔事務局長奥崎文昭君登壇〕

○事務局長（奥崎文昭君） 安藤議員からの青森地域広域事務組合振興基金の廃止の理由についての御質問にお答えします。

青森地域広域事務組合振興基金は、青森地域広域事務組合規約に基づき、構成される市町村からの出資金及び青森県からの助成金を原資に設置しており、これまで、この運用益を財源として、青森地域の振興に資する事業を実施して参りましたが、このたび、基金を廃止するものとしたものでございます。

廃止の主な理由につきましては、一つには、青森圏域における構成市町村の連携した取組については、「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づく取組として実施していること、二つには、基金を活用した取組は、構成市町村の単独事業として実施されている現状にあること、三つには、基金を活用した事業を実施する構成市町村に偏りがあること、などから出資金を返還した方が、構成市町村において資金を有効に利用できると思ったものでございます。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 6番安藤議員。

○6番（安藤英博君） 外ヶ浜分署の建て替えについてでありますけども、49年という年月が経っていることと合わせて、平成27年3月には、青森県が公表した津波浸水想定区域が発表されたわけでありまして。津波のハザードマップでは、中央消防署外ヶ浜分署の場所は、津波浸水0.3mから3m未満でありますけども、津波が来る海が目の前にあるわけでありまして。そういう場所にあるということをどのように受け止めているのか、さらに、洪水の場合も外ヶ浜分署のエリアは、浸水が0.5mから3m未満でありますけども、人命と地域を守るための最前線にある分署が常に危険な場所にあるのと、そこに働く職員の方々が危険な場所であります。それともう一つは、中央消防署外ヶ浜分署は、上磯地域での重要な位置にあるということでありまして。一つは、地域指定医療機関である外ヶ浜中央病院があり、二つ目には、新幹線「奥津軽いまべつ駅」がそばにあります。そういう中で、分

署の役割は大変重要であります。1日でも早く安全な場所へ建設されることは、蓬田村と外ヶ浜町の大きな課題でありますけども、消防本部としても、これらのことを考慮しながら考えてほしいということで、このことについては強く要望いたします。

次に、2つ目の振興基金の問題で再質問いたします。これまで基金活用の補助金で各市町村の事業実施での成果はどのようなものがあったのかお聞きします。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。奥崎事務局長。

○事務局長（奥崎文昭君） 基金を活用した事業の成果についての御質問にお答えいたします。

青森地域広域事務組合では、基金の運用益を活用し、東青地域の振興発展を目的として、本組合の観光客向けホームページの開設・運営のほか、構成市町村の団体等に対して「青森地域活性化促進事業補助金」を交付し、広域内外の人的交流の促進を目的とする事業や、文化・スポーツ振興を目的とする事業、観光客の誘客や利便性の向上を目的とする事業などが行われてきました。

基金の運用益を活用した事業及び成果につきましては、これまでイベントや観光案内板の設置などを行ってきており、直近3か年では、全構成市町村においては、青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点整備事業が実施され、東京都赤坂のビジネス交流拠点である「AoMoLink～赤坂～」の運営を通じて、東青地域の物産のPRや、魅力などを情報発信しました。

また、平内町では、夜越山クロスカントリー大会が開催され、参加者同士のコミュニケーションを図る場となりました。

外ヶ浜町では、大平山元遺跡案内看板整備事業が実施され、世界文化遺産登録へ向けた機運を醸成しました。

今別町では、荒馬まつりが開催され、郷土芸能である荒馬の魅力と、今別町をPRしました。

蓬田村では、蓬田村活性化ネットワーク協議会によるプロ野球のコーチを招聘した少年野球教室が開催され、健康増進とスポーツの振興を図りました。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 6番安藤議員。

○6番（安藤英博君） いま各市町村の振興基金の活用が報告されました。本当に各市町村では大変、この基金の活用で、観光の面、スポーツ、いろんな事業で効果があったわけでありまして、しかし、いま、これが廃止されるというわけですが、これに替わる何らかの事業がないのかどうか。特に、昨年、皆さん多くの念願でありました世界文化遺産登録がされたわけでありまして。特に、大平山元遺跡ですね。いま本当に、新幹線の「奥津軽いまべつ駅」と併せて、青森市を含め、東郡全体の文化交流が、今後ますます期待される重要な中で事業を発展させるためにも、今後新たな事業の支援というものが不可欠かと思っておりますけども、答弁を求めます。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。奥崎事務局長。

○事務局長（奥崎文昭君） 東青地域の振興についての再度の御質問にお答えいたします。

東青地域の振興につきましては、その役割を終えるものではなくて、青森圏域連携中枢都市圏の枠組みを通じて、今後も継続されていくものと考えており、基金利率の低迷などの環境の変化も踏まえまして、出資金を返還した方が、構成市町村において有効に利用することができると考え、構成市町村におきまして基金廃止することで合意したものでございます。

○議長（木戸喜美男君） 6番安藤議員。

○6番（安藤英博君） これで私の質問を終わります。ご清聴、大変ありがとうございます。

○議長（木戸喜美男君） 次に、4番赤平勇人議員。

〔議員赤平勇人君登壇〕

○4番（赤平勇人君） 青森市選出の、日本共産党、赤平勇人です。通告に従い、消防の新型コロナの対応について一般質問を行います。

2020年の1月に、国内で初めて、新型コロナの感染者が確認されて以来、これまで7回に渡って、大きな感染拡大の波が襲っています。特に、今年の7月から8月にかけての第7波では、連日、過去最高の感染者が確認されました。こうした中で、消防業務に大きな支障も発生しています。総務省消防庁は、2020年4月から、各消防本部に対して、医療機関への受入回数4回以上、かつ、現場滞在時間30分以上の救急搬送困難事案についての調査を行っていますが、今年8月の第2週には、過去最高の件数となり、全国で6747件発生したということです。また、新型コロナ感染拡大の波は、職員にも押し寄せ、連日多くの職員が陽性となったとの報告も受けております。消防職員は、市民の命を守りながら、健康も守っていくという、難しい両立が問われ続けていると思います。

そこで、どういった対応をとっているのか質問します。1、新型コロナが猛威を振るった7月、8月について、青森市における救急搬送困難事案の件数についてお示してください。2、組合の消防職員について、新型コロナの陽性確認によって自宅待機者数が最も多かった日についてお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 赤平議員の消防の新型コロナ対応についての2点の御質問に順次お答えいたします。

最初に、救急搬送困難事案の件数についてお答えいたします。

救急活動におきまして、「医療機関への受入照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間が30分以上」となった事案につきましては、「救急搬送困難事案」として総務省消防庁において示されております。

当消防本部における期間中の救急搬送困難事案の件数につきましては、令和4年7月は3件、令和4年8月は4件となっておりますが、その後、いずれも適応する医療機関への搬送を完了しているものであります。

次に、職員の自宅待機者の最大時の人数についてお答えいたします。



当消防本部管内の新型コロナウイルス感染状況につきましては、7月下旬から感染者数が100人を超え、いわゆる「第7波」の影響により、増加傾向となっていたところです。

当消防本部においても同様に、新型コロナウイルスに感染する職員及び濃厚接触者に該当する職員が増加傾向となり、このような中、職員の自宅待機者が最も多かったのは、8月21日と8月23日で、それぞれ41人でありました。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） それでは、救急搬送困難事案についてから再質問していきます。

件数について、7月は3件、8月は4件だということでした。先ほど述べた、総務省消防庁のホームページから見られる内容を読むと、載っているのはあくまで県の単位ですけども、例えば、今年2月から3月にかけてですけども、いわゆる、第6波の時よりは、全体として困難事案は県としては少ないことや、隣の岩手県における盛岡地区広域消防事務組合は、今年8月の同時期で、青森県の10倍近くの事案が発生しているということも分かりました。医療提供体制や受入体制の差によって、こうした事案の発生度合いには差が出てくると思いますけども、今年7月の3件、8月の4件の中で、もし分かれば、一番困難だった事案について、搬送までにかかった時間、一番長かったのはどれくらいだったのか、もし分かればお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 搬送時間の一番長かった件についての再度の御質問についてですが、いま、資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） やりとりが不十分で申しわけなかったです。わかりました。後でわかれば教えていただきたいと思います。

救急隊員については、全国のニュースでは、はっきりなしに救急出動する状況になっていて、休憩もまともにとることもできずに、最寄りのコンビニなどで水分補給をするという状況も生まれたということも報道されていきました。本組合では、救急の要請の増加に伴う、救急隊員の休憩時間の確保についてはどのような対応をとっているのかお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 救急隊員の休憩時間の確保についての再度の御質問にお答えいたします。

消防署に勤務する職員は、隔日勤務となっており、「青森地域広域事務組合職員の勤務時間等に関する規程」におきまして、1日の勤務時間が午前8時30分から翌日8時30分までとなっており、そのうち休憩時間を8時間30分取得することとされております。

救急要請は、事前に予測ができるものではなく、休憩時間中での救急出動や同一の隊員が連続して出動せざるを得ない状況も発生しております。

このような救急出動により、あらかじめ割り振られている時間帯に休憩を取得できなかった場合におきましては、適宜、休憩を与えることとしているほか、疲労の度合いを考慮

し、乗車人員の交代を行うなど、救急隊員の体調管理にも十分配慮しながら、救急要請に支障をきたさないよう救急体制の維持に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） もうちょっと細かくお聞きしたいのですが、午前8時30分から翌朝8時半までの勤務と、そのうち休憩時間を8時間30分取得することになっていると、それで、休憩取れなかった場合の考え方なんですけども、取れなかった分、8時間30分に見合うように、別のところで取って行って積算して8時間30分になるように合わせていくと、そういうふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 休憩時間の再度の御質問にお答えいたします。

議員がいまおっしゃられましたように、トータルで8時間30分になるような取得時間になります。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） わかりました。報道にあるような、コンビニで休憩しなければならぬ状況には追い込まれたことがないというふうに思います。次の質問で触れますけども、職員の自宅待機者数も増えた中で、職員の勤務状況も大変な状況になっていたと思います。十分に体調の管理ができる体制を今後さらに大きな波が来ることも想定したうえで整えてほしいというふうに思います。

次に、職員の新型コロナ関連による自宅待機者数についてですけども、8月21日と23日の両日で、41人だったということですが、この数字というのはどれくらいの規模なのか、例えば、休みの職員を抜かして、出勤している職員のどれくらいの割合で、業務に支障をきたすレベルのどれくらいの位置にあったのか、それは示すことはできるでしょうか。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 再度の御質問にお答えいたします。

41人というのは、我々消防職員、実員が489名でございまして、その中の41人ということで、その中の割合としては8.4%ということで、消防体制は維持できる状況でありました。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） ありがとうございます。分署別にみると、さらに深刻な状況だったのではないかと思います。

中央消防署では、8月20日、21日には、最低人員を割るという事態にもなっていて、8月21日については、11の分署のどこも最低人員ラインだったと、そこからぎりぎり人員補充をしながら回していったというような状況があったと思います。心配なのは、今後さらに、これよりも大きな波が来たときの対応ですけども、これ以上の事態になって、そういった分署別にみると、業務に支障をきたす状況になってくるのではないかとこの

とが心配されるわけですが、そういったことを想定した対応についてお示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 消防体制の維持についての再度の御質問にお答えいたします。

災害対応に必要な人員、それを確保するためには、感染症対策と業務継続計画に基づきまして、他の署所から、応援要員を派遣するなどの、消防本部全体で柔軟な人員運用に努めて、災害対応に支障をきたさないよう、消防体制を維持していくこととしております。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） 秋村議員からも同じような質問があったと思うんですけども、優先順位を見極めて一つ一つやっていくということが明らかにされています。今後さらに支障をきたすような恐れがある状況になったらと思うんですけども、具体的に優先順位が低い業務とは、例えばどのようなものがあるのか、お示してください。

○議長（木戸喜美男君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 優先度が低い業務についての再度の御質問にお答えいたします。

優先度が低い業務として考えているのは、一般的な事務処理に加えまして、署所内で定期的に行う救命講習会、あと、職員を対象とした業務研修会、その他各種行事、これらを制限したり、延期したり、そういうふうな形で考えております。

あと1点でございますが、先ほど、本答弁の中で救急搬送困難事案の件数につきまして、令和4年8月は4件とお話しましたが、質問の中で青森市ということでございましたので、正しくは3件となります。謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木戸喜美男君） 4番赤平議員。

○4番（赤平勇人君） わかりました。以前、私、消防力についてこの場で質問したことがありますけども、普段から、ぎりぎりの状態で職員が回っているという状況も、やはりこうした事態になったときに、大変、色々混乱するという状況が生まれてしまう要因の一つなのかなというふうに思いました。普段から、ぎりぎりの状況ではなくて、やっぱり職員の数をしっかりと確保していくことも必要ではないかと思えます。

そこは組合として、構成市町村に対して、積極的にもっと増やしてほしいということも述べていくことは必要だと思います。職員の過度な負担にならないようにぜひやっていただきたいと要望して私の質問を終わります。

○議長（木戸喜美男君） これにて一般質問を終結いたします。

---

## 日程第9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（木戸喜美男君） 日程第9「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木戸喜美男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

#### 日程第 10 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について

○議長（木戸喜美男君） 日程第 10 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」は、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

---

○議長（木戸喜美男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

---

#### 閉 会

○議長（木戸喜美男君） これにて、令和 4 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 40 分閉会

---

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 木 戸 喜美男

議員 田 中 茂 勝

議員 神 山 昌 則